平成 22 年度 第 4 回 市民参加推進会議 会議概要

日時	平成22年9月14日(火) 9:30~11:50	
会場	白井市役所 4階 大会議室	
出席者	委員	深澤 正昭会長、加藤 三洲委員、梶原 清子委員、
	出席 8/欠席 1	 菊地 正夫委員、濵﨑 嘉德委員、吉井 信行委員、
		遠藤 吉英委員、辻 利夫委員、
	事務局	大塚市民参加推進課長、笠井副主幹、元田主任主事
	傍聴者	0名
会議概要		
事務局	おはようござ	います。
	今年度最後になりますけれども、第四回の市民参加推進会議をはじ めさせていただきたいと思います。まず、はじめに深澤会長の方から	
	ごあいさつをいただきます。	
会長挨拶	おはようございます。ご苦労様でございます。今事務局の方からお話のありましたとおり、今回が一応最後の会合ということで、お手元の議題にのっとってやりたいと思います。 まとめの素案も事務局からあがっておりますので、少なくともみなさんの意見を入れて、会長・副会長・事務局とで、最終的な確認を行い、みなさんに答申案を送り、異論がなければ、答申としたい。	
	そういう意味で、今日が最後だと思っておりますので、よろしくお	
	ねがいいたします。	
事務局	ありがとうございます。それでは本日は議題を二つほど用意しております。 一つは、市民参加条例の検証・見直しについてです。これを大体 1時間程度、いろいろと条例ができまして、6年たちますので、その間どういうことがあるのか、千葉県内の他市の条例についても添付しておりますので、白井市の条例についていいところ、悪いところについて議論をしていただければと思います。そして、悪いところがあれば、今後どうやって見直しするかということについてご意見いただければ	
	と思います。	
	そして、その後、平成 21 年度の市民参加実施状況に関する総合的	
		で、事務局でみなさんのご意見を整理したものをまと
		これについて、委員の方々に見ていただき、間違い、
	表現の仕方の誤	りなどの確認をお願いしたいと思います。

それでは、議題 1 の市民参加条例の検証・見直しにつきまして、審議の方をおねがいしたいと思います。

会長

事務局の方から、前回配っていただいた進め方がありますので、それに基づいて、説明していただけますか。

事務局

資料①をもとに概要を説明

みなさんの意見をもとに、今回記載のない答申案に盛り込ませてい ただきたい。

会長

ありがとうございました。

みなさん、一覧表をお持ちだと思います。一覧表をご覧頂くと、他 市との比較ができるんではないかと思います。

進め方としては、項目ごとに分類されていますから、項目ごとにいきましょうか。そうしないと、漠然と議論していても仕方ありませんので。

委員

単純な疑問でいいでしょうか。

これをみていて、実施機関がありますが、白井市は、空欄となっていて、よその市町村はたくさんの機関で実施しているのですが。白井市は、市長と教育委員会、水道事業のみであって、よそは、選挙管理委員会とかいろいろなところが入っているのに、なんで入らなかったのか。理由はあるんでしょうかね。

事務局

白井市は、一番早く作りましたので、そのときの現状を見ると、当時、市民参加条例をつくっていた先進地は、おおむね、市長と教育委員会、水道事業という範囲でした。その後できた条例というのは拡大をはかっております。例えば浦安の場合などは、消防長を含んでいますけれども、当然これも市の消防ですから含んでいる。白井は組合ですので、管理者が市長でないことから、含んでいません。

市長の権限が及ぶところが入っているということになりますね。

委員

ぱぁっと、見て気が付いたのがそこですから、質問しました。

会長

要するに条例については、教育委員会や選挙管理委員会などについては、第6条1項に規定するものがないものである。というコメントを付して抜いてありますよね。

当時、そのような議論があって、削除したという経緯がありますね。

会長

まぁ、今だったら入れたほうがいいでしょうね。

委員

少し気になっているのが、固定資産評価委員会は全てに入っている わけですよね。税金は関係ないというのが、現在の市の考え方ですよ ね。これはなおした方がいいんじゃないでしょうか。

会長

○○さん、その辺はいかがですか。

委員

そうですね。おっしゃるとおりで当初、最初に制定したわけですから、自主的に市民参加が実施できる機関ということで、選んでおりますよね。そういうことで選んだと思います。

ただ、確か当時でも農業委員会はどうする?ということはあったような気がしますね。ですから、実施機関としてこういうものは対象となりますよ。と、入れておいた方がいいと思います。

会長

今、あるかないかということでなくてですね。

委員

そこで、市民参加の機会があるかっていうと、それは難しいんですけれどもね。なにかの時には、ないと、またいろいろと問題が起きると思いますので、入れておいた方がいいと思います。

事務局

そうしますと、一つの課題としては、実施機関の拡大、拡充という ことで、例えば農業委員会とかそういった機関にしても条例に含める ということですね。

委員

改良については、なんとか考えていかなければいない。昔作ったからっていって、それだけでいいというわけではない。

委員

水道事業についてですが、うちは一番早いから入れているというのはわかりますが、うちから後に入れたところで、水道事業に関わっていないということでしょうか。

これを見ると、佐倉市は水道事業がありますね。

白井市の場合は、市の水道事業がありますよね。浦安とかは入っていないので、そこまで詳しくは調べておりませんが、浦安は、全域が 県営水道ですので、そのことが影響しているかと思います。

会長

水道事業を実施機関として位置づけたことについては、本市は、水 道管理者を置いていなく、市長がその権限を行っているため、実施機 関としての市長の権限に含まれ、あえて位置づける必要はないとも考 えられるが、市長の権限の中に水道事業が不明確であり、また対外的 により明確にするため、実施機関に定義したものである。として、決 定しておりますね。

委員

ちゃんと考えられているんですね。

委員

いい加減ではないです。

委員

作成のときに、全部調査したと思いますよ。実際に市長に権限があるかどうかについては、確か最初にやったと思いますよ。

事務局

入れる以上は、条例に該当する事業について、例えば、水道についてはほとんど水道料金の話ですよね。この条例では使用料とか税金は条例に該当しないとしているんですよね。入れることによって、権限や内容を整理していかなくてはいけないと思っているんです。

では、実施機関についてはこれでよろしいですよね。見直しというものを検討して欲しいということですよね。

委員

いいですか。パブリックコメントというのはほとんど反応がないんですよね。実際には、今年のものにしても、労多くして、効果が一つとかですね、あってもほとんどないと同じなんですよね。

これに関しては、実施機関は一生懸命いろいろ広報しているわけですよ。ただ、反応が全然ないと。これを見ると、パブコメを全然書いていないところがありますよね。他の市でね。

パブコメという文言は千葉市だけで、あとは全然書いていないです よね。だから、パブコメというのはなにか他の変わる方法があれば、 もっとわかりやすいとか、応募しやすいといった方法があればいいん ですけれど、一生懸命実施したのに、全然反応が返ってこないという のは、問題ですよね。

でも、パブリックコメントが一番、具体的な意見がでやすいということですよね。素案が示されているわけです。こういうことやりますよって。それに対しての意見が求められている訳ですから。私はこれをぜひ残したいなと。ただし、今のように、「労多くして功少ない。」という状況がありますから、例えば、審査委員会に参加した場合は少なくとも、お金がもらえるでしょ。パブリックコメントに一生懸命書いて応募しても、なんのお礼もない。一回、なんかお礼を差し上げて、例えば 5,000 円もらえるのならば、いいんではないですか。

実際書くとしたら、審査委員会に来るよりも遥かに労力を使うと思いますよ。

委員

それと市長への手紙とかあるでしょ。今、市には。そっちに書いて しまうことが多いんだよね。パブコメなんか出さないでも、そっちに 書いちゃうことが多いんだよね。

会長

今いろいろ意見が出たんですけれど、反対にいうと白井市の参加条例の特徴は、参加の手法、メニューが多いということなんです。だから、それはそれでいいことなんではないかと思うんですけれど、ただ、いろいろ工夫がないと、意見がゼロとかいうことは、前にもこの会議の中でも意見がでたと思いますが、なにかパブコメを求める案件を平易に掲載してこうだというのではなくて、なにかある程度セレクトして、この辺についてどう思うとか、誘導ではないけれど、なにかきっかけといったもので、パブコメを求めるとか、いうことをした方がいいんではないかということでしたけれどもね。その辺はどうなんでしょうかね。ただ単に言っても抽象的にならざるを得ないと思うんですよね。

委員

アンケートや〇×だとわかりやすいんですけれどもね。

委員

意見を書く時に書きやすいようにしてあげないと。

会長

なかなか大変ですよね。

委員

私も〇〇さんの考えに近いんですけれど、昨年一年間パブコメの返事がない。ということです。けれども、事務局としては、一昨年に比べて5ポイントあげているわけです。評価点を。ですから、各部署と

しては、パブコメというのは点数をとりやすいわけです。効果がなくても。

市民側からいうと、応募する動機がないんですよね。去年ゼロだということは、これから継続しても応募が極端に増えることはないんじゃないか。抜本的な方法を考えないと。だから、部署としてはこれを継続した方がありがたい。市民の反応がなくても、評価があがっているわけです。このあたりの矛盾をどうしたらいいかと思うんです。

委員

だから、反応がないときは、これから、O にすればいいんですよ。 いくらやったって反応のないものは、意味がないんだから、評価点を Oにすればいいんですよ。評価しない方がいい。

委員

市民参加というのは、条例に責務というものがありますけれども、 行政も市民参加の機会を拡大していくというのがありますけれども、 市民の責務というものは、市民は環境の中で、積極的に参加するべき であるということを謳っているわけです。これは両方とも市民も行政 もお互いに育てなければいけないという話なんです。

委員

だから、行政の方で、みんながわかりやすいような提案の仕方をしなくてはいけないんですよね。ただ通り一遍の提案をして、「これで応募してください。」って、言われても「こんなもの書けるかよ。」って、なってしまう。

会長

そういう努力は必要ですよね。そこで、答申書案 P2 に、結論を言うのはまだ早いと思うんですけれども、方向性ということで、大分パブリックコメントについては、この会議で意見が出されましたので、

「市民参加の手法の一つとして、パブリックコメントが定着し、各事業において、市民へのお知らせ方法として、閲覧場所などの工夫を凝らしてパブリックコメントの募集を実施していますが、市民からのパブリックコメントの応募はほとんどない状態です。パブリックコメントに市民が応募しない理由の一つとして、資料を読解することが非常に困難であることが挙げられています。

パブリックコメントにおいては、情報提供の方法だけでなく、提供 する資料の質についても、更なる工夫が必要と考えます。」 こういうところでいいでしょう。

審議会などに参加している人がいるでしょう。そういう人が事情をわかっているんだから、パブリックコメントを書くのが一番ベストだと思うんですよ。もしくは委員長が書けばいいんです。委員長責務で。そういうことがないとダメだと思うんですよ。

委員

過去の経緯もあるんですよね。こういうものを出してもノーアンサーなんですよね。握りつぶされた経験というのをみなさん持っているんですよ。

委員

それは、条例にちゃんと書いてあるんですよね。検討結果を。

委員

フィードバックはあると思います。

会長

○○さんの言ったことは、あったのかもしれませんけれど、最近というか、ここに記載のあることについては、「これは既に入っています。」とか、「一部修正します。」とか、個々にはみなさんに返らないとしても、広報とかには、結果は出ていますよね。

事務局

はい。

委員

ですから、アンケートだと、ガイダンスがあるわけですよ。いくつかの選択肢があって、どれを選びますかと。ところが、パブリックコメントについては、ガイダンスがないんですよね。だから、一体なにを答えたらいいのか、そういうのが、一般的なんですよ。こういう委員会に出ている人や、その委員会に出た人には問題点はわかるけれども、そうでなく第三者でみると、パブリックコメントの問題点はどこなのかということが非常にわからなくて、書きづらいわけですよ。

だから、アンケートに関しては、回収率は悪くないんですよね。だから白井のレベルとしては、そんなに悪くはない。各アンケートは。ところが、パブリックコメントになると、Oになってしまう。

それは、パブリックコメントが非常に理解しにくいし、解説しなく てはならない一つのキーポイントになるんじゃないかと思うんです よ。

委員

これから審議会委員は、パブリックコメントを行うことと書けばいいんですよ。絶対彼らは書けるんですから。

私が一般ではないと思うんですが、これに出るようになってから、 パブリックコメントとかワークショップという言葉自身を知るように なって、字としては見たことがあるんですよ。私もワークショップと いうものをやったことないのかな、と思って、本を読んでみたら、実 際には、市民参加とかなんとかでやった「あれがワークショップだっ たんだ。」という位の知識しかないんですよ。

同じようにパブリックコメントってここに書いてあって、他のところで、市民の意見提案とか、要するにパブリックコメントって書いていないけれど、市民からの意見の公募、事前提案とかになるのかもしれないけれど、そういうことを言っているんですか?

他の市については、こういうのはどの程度意見があるのかとかどうなんでしょうかね。

事務局

どうなんでしょうか。

委員

多分、四街道の意見提出とかについては、内容的にはパブリックコメントですよね。だから横文字を使わないということですね。パブリックコメントとかは基本的には、条例案とか計画案がある程度素案として出来たときに公に意見を募集するということなんですが、ただ、素案ができる前に意見がだせるということもあるので、案をつくるときにも意見を求めてみたらっていうこともありますよね。この場合だとパブリックコメントという言葉を使わないで、もう少し「意見提出」という幅広く捉えて位置づけているところもありますよね。

委員

パブリックコメントといわれてもよくわからないんですよ。

委員

私らたちは、大体会社から帰ってくると、駅から家へ直行ですよね。 だから、白井市になにが起きているのか、どうなのか、今言ったこと、 パブコメとかなんとか、いろんなこと自身がまずわからない。で、い わゆる、みなさんに教えていただいて、やっとわかりかけてきたなと 思うまでに、10年経ちましたよ。だから、それを 10年前に戻って、 これだけの議論を聞いていて本当にわからないんですよ。大体、条例 自体も読んだことないしね、仕事上の条例とか法律とかはあるけれど、 まちの条例なんて本当に興味がないから、さっぱりわからない。

いや、読まなきゃいけないんですよ。市民なんだから。ところが実際問題として、駅から自宅帰るまで365日やっているわけですよ。白井市に確かに住民票はおいているけれど、なんにも興味がないから、

入ってくる情報が体に入らないんですよ。

委員 生活に支障がないから。

委員 こうやって、みなさんのいろんなお話を聞きながら、やっぱり少し わかりだしたのかなと思うのに 10 年かかっています。

委員 だから、ワークショップというのは、会社でもどこでも使うかっていうと、使わないでしょ。一般的にワークショップというと、なんだろう?ということが定義できない人が多いと思いますよ。一般的にワークショップなんて、まずわかんない。だから、もっと日本語でわかりやすい用語にすればいいんですよ。結局外国から流れてきた考え方って言うのは、その言葉使っているからだろうけれど。

委員 横文字を使っていると、仰々しく見えるから、それでわざと横文字を使ってやっている。

委員 そう思いますよね。

委員

委員

会長

会長 実際いろいろとあると思いますけれど。

私の会社も実際いろいろと会議の好きな会社として有名なんですよ。だけれど、やっぱり言葉の使い方に関して、役員が、「なんだ、この言葉」と横文字が入ると言うわけですよ。それでわからない訳ないんですよね。アメリカの大学卒業しているんだから。だけど、社内会議では、みんながわかるような日本語を使えと。ということで、堅い会社だから仕方ないんですけれどもね、それでなくても、やはり言葉は日本語を正しく使おうじゃないか、という雰囲気がありました。だけど、こういう行政の会議に来ると、本当に困るんですよ。カタカナ会議なんですよね。

ワークショップとか、意見交換会とかでるでしょ。これの違いをわ かっている人がいないんじゃないかと。

みなさん、いろいろあると思いますけれど、事務局の方から、方向性とかコメントとして、さっき読んだような形で、パブリックコメントに関しては、こうやって工夫してくださいと、出そうといっていま

すからね、まぁそういう中で集約して、とりあえず出そうじゃありませんか。いつまでもこういう議論していても。

委員

さっきも言いかけたけれど、第8条の意見の取り扱いというのは重要じゃないかと思うんですよ。これはあまり認識されていないんですけれど。こういうのが、なしのつぶてとかそういうのに繋がってくるんですよ。こういうのは多いんですよね。なしのつぶてみたいのがね。

パブリックコメントの募集内容をみると、「逐条的にこういう風に説明するのではなく、まとめてわかりやすくまとめていい。」という風に書いてあるんですけれど、評価でもそうでしょ。結果はあるんだけれど、検討結果について、そういうことが示されていればいいんですけれど、この条文が認識されていないんじゃないかと思うんですけれど、だから、これを評価しているんでしょ。これをみると、該当するものはないでしょ。

事務局

例えば、パブリックコメントでしたら、4 種類に区分けして、例えば、素案に盛り込みます。とか素案に盛り込めません。とか決定して、フィードバックしておりますよね。出た場合については、結果についても当然広報で公表しています。アンケートについても募集をしています。その結果については当然市民の方に広報等お知らせしております。そういうそれぞれの市民参加の手法の中で、フィードバックはやっていると、こちらは認識しております。

会長

そうですね。だから我々は答申を出して、翌年は、市のほうから、 我々の答申に対して、こういう風な考え方でやりました。こうやりま したとかフィードバックはされていますんでね、そういう意味では、 その十分だか、十分でないとかはあるとは思いますけれど、そういう ものはあるんじゃないでしょうかね。

事務局

審議会等とか、そういうものについては、当然一般の人にはフィードバックという形ではありませんよね。その中で解決していますから。 それは会議の公開という観点からすれば、内容はわかりますけれども ね。

委員

それと、ちょっと前から問題となっていた件ですが、第6条の1項の5にですね。施設の関係の項目がありますよね。ここについての規定がない、枠がない。ということが昨年度も議論がありましたよね。

そうですね、例えば四街道については、5 億円以上の公共事業については、この条例に該当しますよと。うちの場合については、額が入っていないんですよね。で、去年議論となったのは、額を入れることによって、縮小される懸念もあるということで終わっているんですよね。

会長

ここについては、なんかこう、サジェスチョンとして入れるのか、 提案としていれるのかという訳ですよね。

事務局

例えばこのうちの例としてコミュニティセンター、第一地区のもので、大分問題となりましたけれども、もし 5 億円以上ということになれば、このコミュニティセンターというものは 3 億円ちょっとで作られていますから、該当しないということになるんですよね。

そういう風に余所はある程度予算規模について、この位は大規模という風に規定しているんですけれども、白井の場合は、一般会計で150 憶くらいですから、その5%というと、7.5 憶ということになり、議会だと、だいたい1 憶5千万円以上が議会の案件となりますから、そういうことを根拠にもってくるのかどうか。

それとも、あまりこれを設けることによって、例えば、これから大規模なものってあまりないですよね。白井で何億もかけて建物を造るって予定は今のところあまり考えられませんから、それを踏まえて、額を入れることによるメリット、デメリット、額を入れないことによるメリット、デメリットというものの議論をしていただければと思います。

委員

話しは戻るかもしれないけれど、コミセンの時はパブリックコメントできているんですよね。あの時はちゃんとフィードバックしているんでしょ。

事務局

しています。16件ありまして、その全てに実施しています。

委員

それはあったんだよな。

委員

具体的なものがはっきりしているものについては、意見がいろいろと出てくるんですよね。

今回の基本計画、後期ですけれども、これも市民からパブリックコメントいただいているわけです。コメントは 100 件以上と聞いています。関心のあるものについては、結構来るんです。ただ、こどもプランとか健康プランというものについては、あまり認知されていないものについてはないんですよね。

委員

こどもプランというのは、おかあさんとか、子育て世代が関心があるわけですよね。

事務局

そうですね。そういう人たちからはアンケートをやったり、意見交換していますから、声はもう出ているということもあります。

会長

いかがでしょうか。

委員

私は、新規事業だけではなく、時代と理解が随分と変わってきていることから、前から継続されている事業についても、見直しするという意味で、市民の参加をする必要がある。なおかつ、公募枠を2分の1という視点も必要であろう。時限的に少し減らすということがあっても、100%市民ということは、専門家などの先生がいないと難しいので、無理ということはあると思うけれども、やはり、市民の枠というのは大体半分位がいいということで、継続している事業と、市民の参加枠を明確に1/2を目指すということが必要なんであろうと思われます。

会長

一つは計画段階ではなくて、実施段階においても市民参加の視点からチェックできるようにしたほうがいいのではないかということですよね。公募委員の問題については、2分の1がいいのか、3分の1がいいのか、これは難しい問題ではありますけれども、我々何回も増やすことを検討すべきであるということを出しているわけで、事例的に、増えているのか減っているのか、さきほど事務局に確認したわけですけれど、三年前に比べて公募委員がどうなっているのかなど、データでちょっと見てみた方がいいのではないか。という話をしていたんですけれどもね。だから、そういうのもちょっとひっぱりだして検討したいと思います。

ただし、審議会そのものが減っている場合、公募委員が中々増えていませんよ。というのか実質的にはパーセンテージがいいかわかりま

せんが、実質的な測り方があると思いますから、そういう中で、それがあまり変わっていない、減っているということであれば、〇〇委員のおっしゃるように、もうちょっとこれを増やす努力をして欲しいということを加えたらどうかな。と、思いますけれど。

委員

今の話の公募委員ですけれどもね、該当事業の中で審議会までできました。だけれど、公募委員のいない審議会もあるわけですよね。これはまぁ、条例だかなにかでいらないんだ、ということでしょうけれども、これはできるかできないかわかりませんが、公募委員のいない審議会なんてないんじゃないかな、と思うんですけれど。

だから、これはなんらかのかたちで、検討していただくことになると思いますけれど、公募委員 O は、特に応募がなくて O というわけではなくて、公募の人はいらない、というような審議会はないようにしていただきたい。と考えています。

事務局

今の話を整理させていただきますけれど、市民参加の拡充という項目を設けます。その中で、審議会の設置と公募の現状と、方向性の話を整理します。その中に審議会の委員を何名以上とかいれられませんから、これは別にして拡充という項目でいれることにします。

委員

いいでしょうか。これは、この会議に応募をするときに、私が自分の思っているものと少し違って応募してしまったんですよ。私は市がいろんなことをやることに対しての意見交換かと思って、応募したんですけれど、ちょっとある本とか読むと、公募を増やせばいいというのは確かにいいんですけれども、10名募集しても、2名とか3名しか応募がないという状況も実際にあったりして、自治会とかそういう組織のあるところから募集したり、公募でも、女性とか年齢的なものの偏りをなくすために追加した。というのがある本もあるんですよね。こういうのを見ていると、応募するときには私の間違いだと思うんですけれども、例えば、こういう例を出して、内容をちょっとわかりやすくやっていかないと、私みたいに勘違いする人とか、なにをしていいかわからない人もいるんでないかと思います。

事務局

当然、委員募集に際しては、会議が年何回あるか、とか時間帯、そして、どういう議論をするかというのは、内容は入りますよね。ただ、あの文章だけで内容を読み取れない部分もあるかもしれません。

募集に際しては、必ず項目、会議の内容、年何回あるのか、昼間か

夜なのか、あと報酬がいくらなのかについては入れていますが、それ をもっと内容を明確にして欲しいということですよね。

委員

今回の議論を見ると、資料作成に随分時間がかかるんですよね。こ んなに大変な会議とは思いませんでした。

事務局

これは6年やってみて思ったんですけれども、評価の審議に力を入れてきたんですよね。毎年言っているように評価を少し早く終わりにして、もっと前向きに市民参加をどうやったら拡大していくかの議論をやっていきたい、と考えています。

これからも、評価はなるべく早く終わらせ、これをどうやったら、 市民がもっと応募してくるのか、行政がもっと説明がちゃんとできる のかの具体論の答申をもらうと、行政にしても非常にありがたいです よね。

委員

こういう風に大体どこの市町村でも、市民参加について、こういう 風に評価してやっているの。

委員

評価はします。ただ、うちみたいに、評価について点数をつけるというのはここだけですね。

委員

他のところでは話し合いが多いように感じていますが。

委員

白井の場合は、最初、各課が市民との接触が全くなくて、それをどうにかしようよ、というのが市民参加推進課の考え方だったと思うんですよね。そのためには、各課に帳票を出させて、それを市民が採点するぞ。だから、一番最初に採点したときは、ほとんど×ですよね。そうしたら、あっちも「なんだ、これは?」って、やってきたもんだから、「この帳票を見てみろ。どんな評価ができるんだ。」と。帳票については、ちゃんと丁寧に結果をだせ。といったことがありました。

委員

こっちが、勉強しなかったら、帳票が読めないということでは困ってしまうんですよ。こっちが勉強しなくても少々読めば理解できる。 という風にしていただかないと、書かれていない資料をあちこち探して、これを評価するというのは間違いだと思うんですよ。

評価の帳票については、いついつ発表しました、と書いてあるのだから、本当なのか、という話になるわけです。それについて、裏付けの資料を添付してくれよ、と。

例えばアンケートにしても、アンケートの結果をつけてくれればわかるわけです。本当にやっているのかどうかについて、調べると大変になるわけです。条例を調べたり、例規集を調べたりするわけですよ。例規集をみるのなんてほんとめんどくさくて。

事務局

言っていることはわかるんですけれど、評価をできるのはここの部署しかないんですよね。ほとんど、それぞれの事業に関して自分たちでもちろん評価はしておりますが、ここは全部あがってきた意見を言っている訳です。これを担当課は、この結果に基づいて、次やったときにこういう点に注意しようと考えている訳ですから、非常に意義があるんですよ。

で、この評価についてもいろいろ賛否両論ありますけれども、改善 も結構しているんですよ。点数付けについてもいろいろありました。 今回も職員から自己評価をやるようになりましたが、大体、みなさん の評価と自己評価についてもほとんど相違がないんですよ。

ですから、工夫はしているんです。ですから、評価については非常に参考になるわけです。終わったことを評価して、それから次につなげるための拡大をどうやっていくかということに時間配分をしながら、推進会議を増やしていこうかと考えております。

委員

だから、いくらか、行政と市民の間が近くなったよね。

委員

調書は調書でいいんですけれど、裏づけの事実をつけて欲しい。

事務局

評価のところに、適切な評価をするためには適切な帳票を書いて欲 しい。または、添付資料というものをつけて欲しいと入れます。

委員

今までもこの会議はいいなと思ったのは、事前に資料を自宅に送付していただけるわけです。そうしますと、目を通して、理解しようという努力ができるわけです。

往々にして、その場で資料を渡され、どうなんですか。という審議会が多いんですよね。

今のご意見は市民参加の拡充という観点から、事前に資料を配布することで、議論というものの内容を濃くしたいということで入れます。 やはり、市民参加の事務的なものとして、事前に資料を送付するということと、事後に議事録が送付されることで、こういう議論だったな。ということがわかり、反省しなくてはいけないことは反省する。 ということで好回転するんではないかなと思うんですよね。

会長

さきほどの大規模公共事業についてはどうしますか。額を入れるのか、それともそのままでいいのかということです。

委員

規則に預けるというのはあるかと思いますけれど。税金の使い道について市民参加で考えるということですからね。どれだけ、額を考えるか。議会の議決が1億5千万円ということは一つの基準になりますよね。あと、他のところではあまりないんですけれど、施設の問題って結構揉めるんですよね。

で、額の問題ではないこともあって、よく迷惑施設の問題とかありまして、議論に入れて欲しいところとして、地域住民とか地域環境に大きく影響を及ぼす施設というようなことがあるといいかなと思うんですよね。他にはあまりないんですよね。そこに踏み込むと結構大変なことになるんですけれども、でも、実際には、いろいろと施設を作るときには、額としては大きくないんですけれども、地域環境に大きな影響を及ぼすということで、地域にとって大きな問題となることも多いので、そういう大きな影響を及ぼす施設については、市民参加するということについて検討いただければ。

会長

そういう視点は必要ですよね。

事務局

地域環境に影響を及ぼす場合、住民の声を聞いてということですよね。

委員

そうですね。地域住民とか、地域環境ですね

だから、「大規模施設及び、地域住民、地域環境に特に大きな影響を 及ぼす施設」という定義ですね

委員

それはいいですね

委員 今のことは賛成ですね。

会長 今、〇〇先生が言われたのは、ハード面のところで、地域環境に与える影響があるものは、そういうものを規制していくというか、制限を入れていくといのは、みなさんも必要なことであるのではないかと

思われていると思いますよね。

事務局 市民生活に影響を与える施設といった時に、例えばどういう施設が

考えられるのかな、と思うんですね。

これから提案するときに、当然、どういう施設をイメージしている んですけれど。例えば、ゴミ処分場とかはありますよね。

委員 まぁ、他ではこういうのがおきていますけれどもね。

委員においが大変なんですよね。

委員 あと、中間処理施設とかですよね

事務局 条例ではあるんですよね。第4項に市民生活に直接深く影響を与え

る条例・・・。

会長 条例ですからね。

委員 今回のものは施設ですからね。

事務局 - 現実問題としてはイコールの部分もあるんですけれどもね。という

のは、施設ができた場合、当然管理条例を策定するわけですから。

会長 施設というのは、具体的にできますからね。条例はよくわからない

ですけれども。やっぱり地域にとって関心が非常に高いのではないか

と思いますね。

事務局 しこれで、条例ってありますから、具体的に施設でもやるというイメ

ージですね。

委員 葬祭場とかいろいろありますけれどもね。そこをみんな使うわけで

はないんでしょうけれど。

委員

民間は中々難しいですよね。

事務局

斎場やゴミの処理場が想定されるわけですよね。そうすると、市長の権限ですので、民間企業となると市長の権限が及びません。このあたりについては、近隣のものも含めて審査が必要と考えますね。

委員

その他の市民参加が求められるものとは、どういうものを指すか。 これは入れないといけないというものはどうするのかということがあ ります。

事務局

条例ができて6年経ちまして、議会でもその存在意義は知っていますから、議会審議にあたっては、市民の意見がどこまで入っていますか。という意見は聞かれる訳です。担当課としてみれば、危ないボーダーラインのときは、市民参加やってみた方がいいという話になりますよね。うちとしては、市民参加の拡充が課の目的でもありますから、進めるわけですよね。職員の中にも少しずつやった方がいいという意見はありますよね。

会長

それでは、金額の方は、議会の方でも制約があるようですから、そういうのが参考になるのだから、同じ水準で考えればいいということで、この会議でこうだというような提言はしないということでいいですね。

それと、今いろいろな形で議論しているのですが、総合的に市民参加をさせるための行動計画については、今後より、総合的課題として、推進センターを含めて拡充していくのか、計画を立てる必要があるのではないかと思うんですけれどもね。

とりあえず、見直し検証というのは、このあたりを中心とすること でよろしいでしょうか。

事務局

はい、整理いたします。

(休憩)

事務局

配布させていただいております答申案をご覧ください。 今までのみなさんの議論を踏まえ、別添のとおり、答申案を作成い たしました。P3 については、さきほど議論いただいた内容を事務局でまとめさせていただきます。

P5 以降は、既に何回かまとめをさせていただいておりますので、特に議論はないと思います。

今回みなさんに確認していただきたいのは、P1~2 そして、P4 についてです。

会長

ご覧のとおり読んだほうが早いですね。読んで内容を確認しましょ う。

以下、答申案を基本として、内容を確認した。

主な修正点

【答申かがみ文】

変更なし

【答申 1】

- ○文言整理(重複文言の整理)
- ○文章順番の並び替え

【答申2】

○内容の整理

「市民自治を確立するために、常設型の住民投票条例は必要と考えます。」を追加

- ○実施課題の順番並び替え、内容整理
- ○方向性の内容整理(重複事項の訂正)

会長

いずれにしても、最終案をまとめてもらい、副委員長のお二人と、 私と調整を行い、みなさんに意見を送ってまとめるということでよろ しいでしょうか。

特にないようでしたら、これで終わりたいと思います。長い間いろいろご協力ありがとうございました。

事務局

もう一度、今回のご意見を整理しまして、みなさまのもとに送付させていただきます。ありがとうございました。

会議終了